

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○赤羽委員長 次に、富田茂之さん。

○富田委員 公明党の富田です。

大学の先輩の三原先生の後で非常に質問をやりにくいんですが、特許法の質問をさせていただきたいと思います。

まず、証拠収集手続の強化についてお尋ねをします。

特許権の侵害訴訟では、技術的に高度な専門的知見をもとにした適切な判断が求められることや、特に製法特許や装置の特許に関する侵害行為のように、侵害行為が侵害者の工場内で行われ、外部にあらわれにくい場合等、証拠が侵害者側に偏っており、特許権者が侵害の証拠を入手しにくい場合が一般の民事訴訟に比べて多いと言えると思います。このような場合、特許権者は、自己の権利が侵害されているのではないかという疑念を抱きながらも、具体的な証拠を入手することができないため、訴訟提起を断念し、いわゆる泣き寝入りとなる場合も多いと思われる。

また、先ほど来お話がありました、諸外国と比べても、デイスカバリ制度を有するアメリカE.Uエンフォースメント指令に基づくそれぞれの証拠収集制度を有するドイツ、イギリス、フランスに比べて、我が国の証拠収集手続の強制力は十分とは言えません。そのため、我が国の証拠収集手続を少なくとも諸外国と遜色ない程度まで充実させるべきであるというふうには指摘されました。

今回、改正特許法第百五条の二等により、専門家による現地調査、査証制度を導入することとなりましたが、その必要性和効果につき、どのように考えているのでしょうか。

○宗像政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、アメリカやヨーロッパでは、日本よりもはるかに強制力のある証拠収集制度によって権利の実効的な保護を図っております。また、近年、中国、韓国も、訴訟制度を急速に強化をして、権利保護によるイノベーションの促進を図っております。

日本では、昨年、中小企業の特許料を一律半減する法案をお認めいただきまして、この四月から施行されたところで、中小・ベンチャー企業にとつてみれば、せっかく特許を取っても、いざというときに使えなければ意味がない、特に、今御指摘のあった製法に関する特許などについては、侵害されたことを立証する証拠をなかなか集められないなどの声が寄せられております。

そこで、専門家が強制力を持って現場で証拠収集を行う査証制度を創設することで、専門家が実

際のもの調査しなければ収集が困難な証拠について十分収集できるようになるということで、特許権保護の実効性が高まると考えております。

○富田委員 本改正案では、制度の濫用を防ぐため、必要性、蓋然性、補充性、相当性を査証の発令要件としています。

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書、実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方、平成三十一年二月ですが、これによりますと、このような記載がありました。現行法の書類提出命令や検証物提示命令と同様、資料収集の命令の発令は、その特許権を侵害されたと主張する特許権者の申立てによるものとし、本手続の濫用を防ぐため、必要性、蓋然性、補充性、相当性を発令要件とする。そして、本手続は、その存在によって本手続によることなく当事者が任意に証拠を提出することが促されることを期待するものであり、これらの要件のもとで、結果として、いわば伝家の宝刀として運用されることが期待されるというふうに記載されておりました。

このような認識に立った上での査証制度導入と考えると、いいのでしょうか。

○宗像政府参考人 今先生御指摘のとおり、査証制度につきましては、四つの厳格な要件を満たした場合には限って発令されることとしておりますけれども、この伝家の宝刀という表現でございますけれども、これは、査証の命令が、これらの厳格な要件のもと、本場に必要の場合に限って発令される特別に強力な手段だということを意味しております。他方で、抜かすの宝刀ということでは

ありません。

この制度が存在することで、そしてそれが確かに機能するということが皆さん認識しておられることよって、いずれ強制的に証拠を収集されてしまうのであれば早い段階でみずから証拠を提出しようというように、侵害を疑われた側にも真実解明に向けた協力を促すという効果が期待できると考えております。

**○富田委員** 本改正案で導入される査証におきましては、裁判所が査証を実施する主体となる専門家を指定することとされており。専門家は、相手方の工場等に立ち入り、対象となる文書や物品を調査し、相手方の幅広い営業秘密等に接する可能性が有ることや、調査の結果が訴訟の帰趨に影響を与える可能性があることから、秘密保持義務を課した上で、弁護士、弁理士、研究者等を含め幅広い職種から指定することとなるというふう聞いております。こうした専門家には高度な知識及び技能が求められることから、職務遂行能力のある人材を十分に確保できるように、人材育成面で十分な対応が求められております。

弁護士、弁理士といっても全てが専門家ではありませんので、こういう人材をどういうふうにより確保しようとしているのでしょうか。

**○門田最高裁判所長官代理人** お答えいたします。査証人につきましては、技術と訴訟手続の双方に精通した公平な専門家が確保されなければならず、と理解しております。最高裁判所としましては、各裁判体が円滑に査証人を選任できるように、必要な手だてを講じていかねばならないと考えて

おります。

裁判に専門家に関与していただく既存の制度としましては、専門委員の制度がございますけれども、この専門委員として任命している方を査証人の候補者として活用することが考えられます。そこで、まず、知的財産権関係の専門委員の名簿を査証人の選任にも活用できるように整えてまいりたいと考えております。

それ以外にも、候補者の給源となる弁護士会や弁理士会との間で、裁判所からの依頼に基づき各会が査証人として適切と思われる会員を推薦する仕組みを構築すべく、協議を始めたところでございます。

また、専門委員の任命に当たりましては各種の学会に推薦を依頼する方法もとられておりますけれども、査証人候補者につきましても同様に推薦をしてもらえるよう依頼することも検討しております。

査証人につきましては、これらの仕組みを通じて、質、量ともに十分な候補者を確保してまいりたいと考えております。

**○富田委員** 細かく説明していただいてありがとうございます。

調査室の方からいただいた資料を読んでいたならば、こんな指摘がありました。専門家に大学教授や研究者が指定された場合、当業者でもあることが想定され、秘密保持義務を課したとしても、その専門家のその後の活動に影響を及ぼすリスクを払拭することは難しいとの意見もあると。確かに研究者の中で自分が研究しているものに当たる

可能性もあるわけで、そのリスクはどのように払拭していくかとされているのでしょうか。

**○門田最高裁判所長官代理人** お答えいたします。裁判所が査証人を選任する際の具体的な運用については、今後、各裁判所で検討が進められることとなりますけれども、現在ございます鑑定人の選任などの例を参考にしますと、候補者が決まりましたら、その候補者に対して、査証人になることができるかについて事前に意見聴取を行うことが考えられます。

このような事前の手続を行って、当該専門家からその後の活動に支障が生じる旨の意見が述べられた場合には、その点も踏まえて裁判体が適切に判断することが可能になると思われれます。

いずれにしても、最高裁としましては、各裁判体が適切に査証人を選任できるように、必要なサポート等をしてまいりたいと存じます。

**○富田委員** ありがとうございます。

損害賠償額算定方法の見直しについて質問したいと思っております。

改正法第百二条第四項に、このように規定をされております。

裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たっては、特許権者又は専用実施権者が、自己の特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施の対価について、当該特許権者又は専用実施権の侵害があったことを前提として当該特許権又は専用実施権を侵害した者との間で合意するとしたならば、当該特許権者又は専用実施権

者が得ることとなるその対価を考慮することができるというふうには規定されていません。

なかなかよく考えた法文だなと思うんですが、これは特許制度小委員会の、先ほどお示しした報告書の中にこんなふうな記載がありました。

特許法第百二条第三項の考慮要素の明確化については、これまでの裁判例や学説によって、第三項の定める相当実施料額の算定に当たって考慮すべき訴訟当事者間の諸般の事情が示されてきている。

具体的な考慮要素としては、過去の実施許諾例、業界相場、特許発明の内容、特許発明の寄与度、侵害品の販売価格・販売数量・販売期間、市場における当事者の地位などが挙げられる。これらの要素は、個別具体的な事案に応じて、増価、減少のいずれにも働き得る。

これらの要素に加えて、典型的に増額に働き得ると考えられる考慮要素として以下の要素が挙げられるということで、第一は、有効な特許が侵害されたことが認定されていること。第二は、特許権者による実施許諾の判断機会の喪失である。第三は、侵害者は契約上の制約を負っていないことである。

条文化に当たっては、想定される考慮要素を網羅的に規定するのではなく、例えば、裁判所は、相当実施料額の認定に当たり、特許権の侵害を前提として特許権者が実施の対価について侵害者との間で合意したならば得られたであろう額を考慮することができる旨などを概念的に規定し、当該文言の中で、さまざまな考慮要素を読み込めるよ

うにするべきであるというふうに書いてあります。

この報告書の趣旨を具現化した条文というふうには理解してよろしいでしょうか。

○宗像政府参考人 今先生が御指摘なされたところでございます。

○富田委員 ありがとうございます。

最後に、大臣にちよっとお尋ねしたいと思えますが、中小・ベンチャー企業のイノベーション促進に向けた施策についてお尋ねします。

中小・ベンチャー企業は、経済の新陳代謝を促し、日本のイノベーションを支える重要な主体であるというふうに思います。デジタル革命によって業種の垣根が崩れ、オープンイノベーションが進む中、中小・ベンチャー企業が生き残っていくためには、自社が開発した技術をみずから知的財産としてしっかりと管理し、それを生かして収益を上げていく必要があるというふうに思います。

今後、知的財産を通じて中小・ベンチャー企業をどのように支えていくのか、大臣の決意をお伺いしたいと思います。

○世耕国務大臣 中小・ベンチャー企業の皆さんには、ぜひ独自性のある技術、アイデアを知的財産権で守って、外部の技術や知識を活用して新たな製品やサービスを生み出していきたいと思っております。

そのための支援として、まず、やはり特許料の負担というのが結構重いですから、これを一律に軽減する制度というのを、四月一日から利用可能になりました。

また、特にベンチャーにとってはスピード感が極めて重要でありますので、審査期間が短くなる早期審査、更に短縮されるスーパー早期審査というのを入れています。二十九年実績でいきますと、通常十四カ月かかっている審査が二・五カ月に短縮されるというような形のものも行っていきます。

また、知財総合支援窓口というのを全国四十七都道府県に設置をして、三十九年度は十万件の相談に応じています。また、ベンチャーに対しては、さらに、知財アクセラレーションプログラムというので、ベンチャーというのは、ある程度うまくいったから、さあ知財大変だとなるんですけども、創業期にしっかりと知財のことも含めた経営戦略を立ててもらえるようなサポートをするというような仕組みも入れさせていただいております。

○富田委員 ありがとうございます。終わります。